

横浜市内障害児相談支援事業所 各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 7 年度横浜市障害児相談支援推進事業補助金の実施について（通知）

平素より、横浜市の障害児福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、障害児相談支援の拡充を目的とした障害児相談支援推進事業補助金の令和 7 年度実施分についてお知らせします。

1 助成内容

(1) 対象事業所

横浜市から指定をうけている障害児相談支援事業所

(2) 対象児童と補助金額等

以下のいずれかに該当する横浜市が支給決定する児童に、新たに障害児相談支援を実施した場合に補助対象となります。また、複数の要件に該当する場合は、重複して補助します。
(新規のみが対象となります。)

対 象	金 額（1人当たり）	
未就学の時に障害児相談の利用があったものの、学 齢児となってから障害児相談支援事業所の変更が あり、新たに障害児相談支援を実施しても、 <u>法定の 初回加算の対象とならない学齢児</u>	2 万円	
居宅訪問型児童発達支援の対象となりうる、外出す ることが困難な、重度の障害の状態の児童	5 万円	
障害児通所支援の支給決定で、下記のいずれかに該 当する、重度の障害の状態の児童 ・強度行動障害支援加算 ・重症心身障害児区分 ・医療的ケア児区分 1～3	4 万円	R 6 年度より 対象となりま した。

【申請要件】

本補助事業は、人件費の補助を目的としています。そのため、事業所の人件費が、
法定の給付費及び当該補助金の合計額よりも低い場合、人件費の額が上限となります。

(3) その他

- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に作成した障害児支援利用計画案が補助対象となります。
- また、補助用件の確認のため、令和 8 年 3 月 31 日までに法定給付費を請求した相談支援である必要があります。令和 8 年 3 月 31 日までに完了しなかったものは、補助金の対象とな

りません。

- ・本補助金は、本市予算の範囲内において市長が決定する額となり、予算が上限に達した場合は終了する場合があります。

2 申請方法並びに問い合わせ先

申請書類一式を、郵送にて、次の期限までに御提出ください。

メールでの提出はできません。

提出期限 **令和7年12月26日(金)【必着】**

(問い合わせ・送付先)

〒231-0023

横浜市中区本町6丁目50番地の10

こども青少年局障害児福祉保健課

電 話：045-671-4274 F A X：045-663-2304

※封筒表面に「障害児相談補助金申請書在中」と記載してください。

3 申請書類

(1) 補助金交付申請時

令和7年度に新規で実施する見込みで請求してください。申請時において、本年4月以降にすでに新規で実施している分も本補助の対象となります。

ア 補助金交付申請書（1号様式）

イ 補助金等にかかる収支予算書（1号様式別紙）

ウ 障害児相談実施状況報告書（2号様式）

（補助金の交付決定時に、審査の参考とするため、

昨年度の新規の障害児相談支援の実施状況を確認するものです）

※参考様式（2号様式）の利用も可とします。

エ 役員等名簿

オ 指定書の写し（本市が指定した指定障害児相談支援事業所であることを確認するため）

(2) 実績報告時

令和7年度に実際に新規で実施した分を、法定の給付費の請求後に提出していただきます。当該年度分をまとめて報告をお願いします。

ア 補助事業実績報告書（第7号様式）

イ 補助金収支書（第7号様式別紙）

ウ 障害児相談支援推進事業実施状況報告書（実績）（第8号様式）

（本年度、実際に新規で実施した補助対象児童を確認するものです。）

エ 補助対象児童であることを挙証する書類

要件	必要書類
①未就学の時に障害児相談の利用があり、学齢児となって新たに相談、法定の初回加算の対象とならない学齢児	・障害児相談支援給付費明細書
②居宅訪問型児童発達支援の対象となりうる、外出することが困難な、重度の障害の状態の児童	・障害児相談支援給付費明細書 ・居宅訪問型児童発達支援の利用確認書 （通所受給者証の写しでも可）

<p>③障害児通所支援の支給決定で、下記のいずれかに該当する、重度の障害の状態の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援加算 ・重症心身障害児区分 ・医療的ケア児区分 1～3 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援給付費明細書 ・障害児通所支援支給決定についての確認書（通所受給者証の写しでも可）
---	--

※実績報告時に各児童の障害児支援利用計画（案）の写しの提出は必要ありませんが、補助金申請にかかる書類となりますので、各事業所において保管し、本市から求めがあった場合は、確認できるようにしてください。

※法定の初回加算が請求できるにもかかわらず、意図的に請求せず、本補助金のみを請求することはできません。

(3) 請求時

- ア 補助金支払請求書（第 10 号様式）
- イ 振込先がわかる資料（通帳の写し等）

4 申請からお支払いまでの流れ（予定）

時期	事業所	横浜市	備考
～令和 7 年 12 月 26 日	①補助金交付申請書を提出 (見込みまたは計画で提出ください)		各事業所→ 横浜市
令和 8 年 1 月中		②補助金交付決定通知又は不 交付通知を送付	横浜市→ 各事業所
～3 月 31 日 まで	事業完了※		各事業所
～3 月 31 日 まで (厳守)	③補助金実績報告書を提出		各事業所→ 横浜市
4 月中旬		④実績報告書の審査の上、 補助金額確定通知を送付	横浜市→ 各事業所
4 月 30 日 まで	⑤補助金請求書を提出		各事業所→ 横浜市
5 月中		⑥補助金をお支払い	横浜市→ 各事業所

※事業完了とは、障害児支援利用計画案の作成及び給付費の請求が完了していることをいいます。

<担当>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274 F A X 045-663-2304